



*理事長又は理事会又は
担当理事により設置

- ・ 事務局
・ 担当園長
- ・ 社労士
・ 顧問医師
・ 担当看護師
・ 担当園長
- ・ 税理士
・ 事務局
・ 担当理事
- ・ 社労士
・ 弁護士
・ 担当理事
- ・ 副理事長
・ 事務長
・ 次長
・ 担当理事
- ・ 副理事長
・ 事務長
・ 次長
・ 担当理事

衛生管理委員会
 ・ 産業医
 ・ 看護師
 ・ 園長
 ※職員 50名以上在籍園のみ

法人監査班

日本語

情操教育 造形・音楽